

これまでのナショナルミニマム研究会における各委員からの主な意見(事項別概要)

事項	項番	意見の概要
ナショナルミニマムの歴史的経緯	1	公的扶助の起源であるイギリスの救貧法においては、福祉は労働者の勤労意欲を阻害し人間を怠惰にするという考え方にに基づき、働けない者には現金を給付し、働ける者は強制労働させた。
	2	18世紀イギリスのスピーナムランド制は、稼得賃金が最低必要生活費に満たない場合にその差額を賃金補助した政策であり、最低賃金制度と貧困計測の萌芽とみなすことができる。
	3	失業対策に関して、ベヴァリッジが失業保険の充実により対応しようとしたのに対して、ウェッブ夫妻は失業の発生を予防し、失業者が働ける場をつくることが重要と主張した。
	4	フェビアン社会主義のウェッブ夫妻は最も早い時期にナショナルミニマム論を展開し、すべての国民が最低限の生活水準を維持するための所得保障がなされなければならないと主張した。具体的には、労働条件が悪く生産性の低い産業で働いている労働者の生産性・賃金を上げることが重要であるとした。
	5	1942年のベヴァリッジ報告では、均一拠出・均一給付の社会保険制度を中心にして、ナショナルミニマムを確保することとした。これはビスマルクに始まるドイツの比例拠出・比例給付の社会保険制度と対照的である。
	6	日本におけるナショナルミニマムは憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」であるが、国会や裁判所が最低限度の生活内容を具体的に確定したことはなく、生活保護基準が最低生活費を規定してきた。

事項	項番	意見の概要
ナショナルミニマムの基準等	7	最低生活費は誰にでも該当する水準ではなく、それ以下での生活を社会が容認しないという水準であり、重い障害や居住地域の特殊性等の特殊要因はミニマムの上乗せとして考慮されるべき。
	8	低所得者の家計支出を見る場合は、低所得者には支出抑制がかかるため、単に家計支出の額だけではなく、家計構造、消費内容、生活実態等の分析が必要である。
	9	最低生活費の算定方法については、近年マーケットバスケット方式の改良や手法の複合化に関心が高まっている。ただし、マーケットバスケット方式には、恣意性が排除できない、算定に時間がかかる等の問題もある。
	10	憲法25条に定める生存権の基準は、13条の個人の尊厳や14条の平等の原則により規定されているとともに、27条を踏まえれば本来労働によって維持されるべきものと考えられるのではないかと。
	11	ナショナルミニマムと憲法25条との関連については、社会保障法学の有力説では1項2項分離説を前提として、1項の規範内容の実現として理解されている。
ナショナルミニマムの構造	12	生活構造は通常消費する財やサービスに加えて、住居、耐久財、貯金、社会や市場との関わりにおける慣習・様式などから成っており、ナショナルミニマムを最低生活ニーズの充足と考えると、最低生活費は無償で供給される社会サービスを除いた部分となる。
	13	現在の日本におけるナショナルミニマムは、最低生活費に加えて、共同生活環境を考慮した政策公準と捉えられるのではないかと。

事項	項番	意見の概要
	14	医療、介護、福祉、教育等の社会サービス給付については、施設の設置・運営基準等のミニマム(最低基準)だけでなく、医療サービス等のオプティマム(最適基準)が保障されているものもある。
ナショナルミニマムの保障に係る施策	15	非正規労働者の増加、核家族化、単身世帯の増加等により、社会保障の網の目が粗くなるとともに、網から落ちた人を行政が把握できなくなっている。社会保障制度は曲がり角の時代に来ており、全般的な制度の再設計が必要である。
	16	生活保護制度は貧困削減策としての効率性は高いが、貧困削減にはあまり寄与できていない可能性がある。一方、公的年金制度は高齢者層の貧困削減に重要な役割を担っているのではないか。
	17	所得基準で見た生活保護の捕捉率は全体的に低い、その中でも地域間で安定的な差がある可能性がある。
	18	福祉事務所のケースワーカーが現行の生活扶助水準を高過ぎると評価しているからといって、実際に生活扶助水準が高いという安直な結論にはならないが、現場の方がなぜそのように思っているかについては考えなければならない。
	19	福祉事務所のケースワーカーに過度の負担がかかり、結果的に専門性や経験・知識が劣化しているのではないか。
	20	生活を保障するという思想から脱却し、就労支援の要素を組み込んだ生活支援を考え方の基礎にした方がいいのではないか。

事項	項番	意見の概要
	21	「ナショナルミニマム＝生活保護」ではなく、労働による生活保障、社会保険の適用拡大、住宅手当や家族手当、「第2のセーフティネット」、最低保障年金、給付付き税額控除など、生活保護に至る前段階の施策の充実が重要である。
	22	フレキシキュリティの考え方にに基づき、生活保護と雇用保険の間に失業扶助のような訓練付き手当を導入して、流動性はあるが資格や経験が生かされる専門的な労働市場を確立すべき。
	23	社会保険のアクセス保障の観点から、社会保険料体系を応能負担型にして、低所得者に対しては税財源で補助するやり方が考えられるのではないか。
	24	貧しい人々に限って現金給付を行うと、かえって格差が拡大してしまう「再分配のパラドックス」が存在するという学説もあり、また、サービス給付には不正受給が生じにくいというメリットもあるため、現金給付よりサービス給付を重視するべきではないか。
	25	福祉分野では成果は測り難いが、これまでは何をどれくらい投入するかというインプットの量だけを見てきており、今後は政策のアウトプットの測定方法を検討してもらいたい。
ナショナルミニマムの保障責任、国と地方の関係	26	中央政府は狭義の最低生活費を直接保障することに加えて、主に対人社会サービスを提供する地方政府や主に賃金補償を提供する社会保障基金政府の役割についても国としてのミニマムを規定し、地方政府や社会保障基金政府がミニマム基準を満たしていない場合には、中央政府が保障する責任を有している。
	27	ナショナルミニマムは社会保障サービスの質の面でも保障される必要があり、中央政府が憲法25条の基準を積極的に保障する責任を負っていることを踏まえれば、本来的に地方政府の裁量に委ねてはならない限界があると考えられる。

事項	項番	意見の概要
	28	国と地方の役割分担については、ナショナルミニマム論をきちんと固めた上で議論すべきものである。
	29	ナショナルミニマムの設定の仕方については、現場の当事者の意見を参考にすべきではないか。国レベルの会議等で議論して簡単に答えの出る問題ではなく、継続的に検証作業を進めていく必要がある。
	30	地方分権時代のナショナルミニマムのあり方は、住民の立場から自治体を競わせ、底上げを図ることで標準レベルを上げていくことが必要である。ただし、弱い立場に置かれている少数者の意見は地方単位にばらしてしまうと埋もれがちであるので、全国レベルでそれらの意見をくみ上げるのは国の重要な役割と考えられる。
	31	社会保障の水準が高く汗をかいている自治体が損をして、汗をかかない自治体が得をすることがないように、汗をかいた自治体が報われるような何らかの財政調整機能が必要ではないか。
貧困、格差等の概念・指標	32	貧困や格差の実態把握に当たっては、金銭所得や資産保有の状況だけでなく、家族関係や人間関係、社会活動への参加、社会サービスへのアクセス等の社会的な要因にも目配りする必要がある。
	33	OECD基準の相対的貧困率は格差指標の側面があり、実際にどのような生活像なのかが分かり難い。国際比較の点では意味があるが、それ自体を政策的な基準とすることは慎重であるべきではないか。
	34	所得や消費による貧困指標の問題点を補う概念として「相対的剥奪」があり、社会的に合意された最低限必要とされる生活水準(栄養、衣服、住宅等の物的標準だけでなく、雇用、教育、レクリエーション等の社会活動を含む)以下にある個人は貧困であるという考え方。

事項	項番	意見の概要
	35	路上生活者だけでなく、自立支援センターやネットカフェ等で暮らす事実上ホームレス状態にある人も含めた広義のホームレス調査や、生活保護の捕捉率調査など様々な調査を行い、貧困の実態をより正確に把握するべきではないか。
	36	様々な貧困等に係る指標があるが、基となった統計調査の特徴等の影響を受けることは避けられないので、実態をできるだけ正確に把握するためには、複数の指標を複合的に参照する必要がある。
貧困・格差是正と経済成長	37	社会保障が機会の平等を後押しして、多くの人々がチャレンジできる環境を整備すれば、広く国民全体の能力を生かすことができる。福祉的なサポートやセーフティネットの整備によって多くの人々の能力が引き出されていけば、経済成長の基盤作りにもなるのではないか。
	38	高度成長期の日本や近年の北欧諸国では、経済は好調であるとともに分配も平等という事例もあり、効率性と公平性が常にトレードオフというわけではない。
	39	これまでの社会保障に係る数値目標は、給付削減のための目標が設定されることが多かったが、今後は社会保障を将来への投資と位置付けるならば、給付や利用者数の増加や投資のリターンを目標にする方が馴染むのではないか。
	40	子どもの貧困の問題にきちんと取り組まないと将来における貧困が拡大し、経済の成長も阻害されてしまう可能性がある。子どもの貧困を解消することの社会政策上の収益率は高いという研究もある。